

本格化する介護保険制度見直しの議論

◆増大する介護保険サービス利用者、制度の維持可能性に不安も

2000年に導入された介護保険は、高齢者介護になくてはならない制度として定着している。しかし、団塊の世代が75歳を迎える25年には介護給付費が現在の倍の20兆円に達すると試算されており、負担も倍増することから、制度の維持可能性に不安の声が出ている。18年度に3年に一度の制度の見直しが予定されており、この1年、見直しに向けた議論が本格化してくる。

見直しのポイントとして、3つがあげられている。1は、予防・健康管理を重視し、保険サービス、公的サービス、地域内の互助、保険外サービスを組み合わせることで各地域が独自に健康寿命延伸を目指すことで、介護保険サービス利用者を抑制することである。17年4月から各市町村独自で基準等を定めることで多様なサービス提供が可能となる地域支援事業を拡充することになっている。2は、ICT化、ロボット等の活用により現場負担の軽減を図ることである。厚生労働省では、介護ロボット導入効果を検証し、18年度介護報酬制度改正の際に、介護報酬や人員配置、施設基準の見直し等を検討するとしている。上記2つは異論は少ない。問題は3の、現状は入浴、排せつ、食事等の介助中心の介護現場を、介護保険の当初の理念である、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する、自立支援の現場にシフトすべきとする議論である。

◆自立支援シフトのための課題：介護の標準化、要介護度認定のあり方

自立支援へのシフトを促すために、今回の介護報酬改定で、要介護度を改善させた事業所に対するインセンティブ措置を導入すべきという意見がある。現状では、要介護度が悪化すると支給限度額が上がり、改善すると支給限度額が低下する仕組みになっている。つまり、事業者にとっては、要介護度改善のインセンティブが働かない仕組みとなっているからである。また、要介護認定の現場でも、悪い認定を望む人が多いのが現実だとされる。自立支援へのシフトを促すには、金銭的なインセンティブだけではなく、そのための介護の標準化、納得できる要介護認定のあり方などと合わせて普及させていくことが必要だろう。 【松尾隆】